

爰瑞齒別皇子歎之曰。今太子與仲皇子並兄也。誰從矣。誰乖矣。然亡無道就有道。其誰疑我。則詣于難波。伺仲皇子之消息。仲皇子思太子已逃亡而無備。時有近習隼人曰。刺領巾。瑞齒別皇子陰喚。刺領巾。而誣之曰。爲我殺仲皇子。吾必敦報汝。乃脫錦衣禪與之。刺領巾恃其誣言。獨執矛以伺仲皇子入廁。而刺殺即隸于瑞齒別皇子。於是木菟宿禰啓於瑞齒別皇子曰。刺領巾爲人殺己君。其爲我雖有大功於己君。無慈之甚矣。豈得生乎。乃殺刺領巾。即日向倭也。夜半臻於石上。而復命。於是喚弟王以敦寵。仍賜村合屯倉。是日捉阿曇連濱子。

隼人。上に出。記傳云。此は勇猛き者なる故に。皇子等にも各附て。仕奉るかありしなるへし。と云り。天皇にも仕奉りしこと。雄略紀に見えたり。さて此らは彼國より分番のものなるか。またもとよ

り畿内に住るものなるか知かたし。○刺領巾。名義詳ならず。記には曾婆加理とあり。○爲我殺仲皇子。本に仲字なきは脱したるなり。信友校本には中字あり。○衣禪。禪は袴に同じ。古は通はして用たり。下禪の事に天武紀十四年に御衣禪とあり。記には若汝從吾言者。吾爲天皇。汝作大臣。治天下。云々。大臣はオホマヘツキミと訓へし。隼人は爾多祿給其隼人。とあり。錦衣禪は即大臣の衣るべきものなり。○廁。倭名抄廁和名加波夜とあり。名義は傍屋なり。屋の傍に別に建るをいふなり。川屋の義なりとするはあらじ。○木菟宿禰啓。記には太子の御言と爲り。○乃殺刺領巾。かくては木菟宿禰か。殺したるさまにも聞えたれど。なほ天皇の殺したまへりしものとすへし。記にはじかあり。さて此時の事を通證に。此與景行天皇誅市乾鹿文同意。文治中藤原泰衡敗走。部將河田二郎斬其首。獻源賴朝。以希賞。賴朝責其不忠。執而戮之。亦有建德之風。若下木菟勸帝誅。刺領巾。則上世已有此比。而可。以爲萬世之法。とあり。寶建德の事をも。新唐書を引て此に云れたり。○喚弟王以敦寵。記云。於是其伊呂弟水齒別命。參赴令謁。爾天皇令詔。吾疑下汝命若與墨江中王同心乎。故不相言。答白。僕者無穢邪心。亦不同墨江中王。亦令詔。然者今還下而殺墨江中王也。於是曾婆訶理竊伺己王入廁。以矛刺而殺也。故率曾婆訶理。上幸於人名曾婆加理。云。若汝從吾言者。吾爲天皇。汝作大臣。治天下。那何。曾婆訶理答白隨命。爾多祿。給其隼人。曰。然者殺汝王也。於是曾婆訶理竊伺己王入廁。以矛刺而殺也。故率曾婆訶理。上幸於倭之時。到大坂山口。以爲曾婆訶理爲吾雖有大功。既殺己君。是不義。然不賽其功。可謂無信。

既行其信。還惶其情。故雖報其功。滅其正身。是以詔曾婆詞理。今日留此間而先給大臣位。明日上幸。留其山口。即造假宮。忽爲豐樂。乃於其隼人賜大臣位。百官令拜。隼人歡喜。以爲遂志。爾詔其隼人。今日與大臣飲同盞酒。共飲之時。隱面大鏡盛其進酒。於是王子先飲。隼人後飲。故其隼人飲時。大鏡覆面。爾取下出置席下之劍。斬其隼人之頸。乃明日上幸。故號其地。謂近飛鳥也。上到于倭詔之。今日留此間。爲祓禊而明日參出。將拜神宮。故號其地。謂遠飛鳥也。故參出石上神宮。令奏天皇。政既平訖參上侍之。爾召入而相語也。とありていと詳なり。○村合屯倉。詳ならす。神代紀に邑并田あり。名義は同じかるへし。

元年春一月壬午朔。皇太子即位於磐余稚櫻宮。  
アマツヒツキシロシメス イハレン

磐余は十市郡なり。既出。稚櫻宮の名義は。三年の處に云。宮趾は大和志に池内村なりと云り。式大和國城上郡若櫻神社あり。今は十市郡に屬り。此社は十市郡櫻井の邊なる谷村にある。白山權現と云是なりと云り。今思ふに。櫻井と云處も。もじは若櫻宮號の遺れるには非るにやと。記傳に云り。都舊趾要覽には。此天皇のを。櫻井町大字谷。字西浦。稚櫻神社の近傍の地と云ひ。さて神功皇后のを。さて神功紀に都於磐余とある安倍村大字池の内。稚櫻神社所在の地。これ皇居の一局部なりと云り。これはよくたづねへし。下に。是謂若櫻宮とあり。また古語拾遺にも。神功皇后の御世を磐余稚櫻朝。此天皇御世を後磐余稚櫻宮と云り。この事は既に神功紀に云り。さて帝王編年記に。按二年冬十月都於磐余とあるは。

此とあはす。また大日本史即位の下に。水鏡皇代記年代略記。并曰時年六十二。歷代皇紀六十四。帝皇編年記六十五。諸説紛糾。今不取。とあり。

夏四月辛巳朔丁酉。召阿曇連濱子。詔之曰。汝與仲皇子共謀逆。將傾國家。罪當于死。然垂大恩。而免死。科墨。即日黥之。因此時人曰阿曇目。亦免從濱子。野島海人等之罪。役於倭蔣代屯倉。

丁酉。十七日なり。○科墨即日黥之。本に日を曰に誤る。今考本に據て改め訂せり。黥の事。次に飼部之黥皆未差あるは。たしかに刑ともおもはれす。雄略紀に。鳥官之禽。爲菟田人狗所噉死。天皇瞋黥面。而爲鳥養部。とあるは刑なり。記傳云。黥の刑は上代より有じか。はたこの履中紀に。時人曰阿曇目。とあるを思へは。彼時より始りしにやとも聞ゆるは。いかに有けん。さて此黥を面黥とも書き。ヒタヒキサムとも。メサクとも云る。面と云額と云目と云る。皆同じことなり。又めさくと云も。實に目を裂には非す。目の邊を刻むなり。と云り。或人云。目前刻也と云り。さて此に墨字を書れしは。通證に。墨刑五刑之一。見書伊訓。注鑿其額。涅以墨書。とも。黥見書呂刑。疏黥面即墨刑也。とも云り。されど皇朝の刑。墨を入れしこと見えねど。なほ同じさまなるからに。墨字をあてたるならむか。詳

ならず。○阿曇目。目は部の義なるへし。此は濱子一人にはあらずして。其部下の人を。盡く一時黠きしならん。故誰も見て。阿曇の部下の人は。忽それと知らるゝ故に。かゝる時人の語もありしならむ。これを見林か説に。後世罵レ人曰レ目。蓋起ニ于此。と云れしはいかゞあらん。但し人を罵りて。めど云りし盛衰記などに見えたり。其人をたしかに。○倭蔵代屯倉。何郡に在しにか詳ならず。仁徳紀に。さて其屯倉に役ふ指つけてはいへど。なほ部の義なるへし。○倭蔵代屯倉。何郡に在しにか詳ならず。も出づ。さて其屯倉に役ふは。人夫の代りに役ひしなるへし。

秋七月己酉朔壬子立葦田宿禰之女黑媛爲皇妃。妃生磐坂市邊押羽皇子。御馬皇子。青海皇女。一曰飯豊皇女。次妃幡枝皇女。生中磯皇女。是年也太歲庚子。

壬子。四日なり。○葦田宿禰。記に葛城之曾都毗古之子。葦田宿禰之女。黒比賣命。とあり。記傳云。諸陵式に。片岡葦田墓。在大和國葛下郡。とある地に因れる名なり。神名帳同郡片岡坐神社もあり。古今集より以來の歌に。片岡の朝原と多くよめるも。此地のことなり。姓氏錄にも。大和國に葦田首と云姓もあり。此人の父曾都毗古の郷も。葛城なれば由縁あり。さて此名の葦田を。或人考に。葉田の誤なり。黒比賣を書紀に羽田矢代宿禰之女とありて。鳥往來羽田之汝妹。ともあれはなり。と云る

は中々に誤なり。其故は書紀に。初に以羽田矢代宿禰之女黒媛欲レ爲妃云々。の事見えたれとも。元年の處に至ては。立葦田宿禰之女黒媛爲皇妃云々。と見えたり。羽田矢代宿禰は。曾都毘古の兄なり。其は書紀にも記にも。羽田矢代宿禰とのみありて。羽田宿禰とのみは云る例もなく。又文字も書紀に羽田とのみ書て。葉田と書ることなし。記にも波多八代宿禰と書り。さて黒媛と云は。他にも例多くある名なれば。かの羽田矢代宿禰之女とある黒媛と。皇妃に立給へる黒媛とは。別にてもあるへし。又羽田之汝妹と云ることあるなどよりまきて。葦田宿禰の女なるを。羽田矢代宿禰の女とも。傳たるにてもあるへし。何れにまれ。葦田は葉田の誤には非す。思混へからす。葦田宿禰の名。顯宗卷の細注にも見えたり。蟻臣。葦田宿禰子也。とあり。と云れたるは信にさる説なり。○爲皇妃。私記に皇妃者羽田矢代宿禰之女也と云るは誤なること。右に云るか如し。○妃生。本に生字を脱したり。今熟田本祕閣本北野本中臣本考本ともに據て補へり。○磐坂市邊押羽皇子。顯宗紀には磐坂皇子とあり。磐坂は今大和國城上郡磐坂村あり。此なるへしと云り。記には市邊之忍齒王とあり。山城國経喜郡に市野邊村と云あり。又靈異記に。河内市邊井上寺之里と云へることもあり。今河内國志紀郡國府村のあたり。市邊墓と云もありと云へり。押羽は下文押磐ともあり。共に借字なり。通證に。古事顯宗記曰。王子御齒者。如三枝押齒坐也。即此義。押齒倭名抄。齒於曾波。蒼鵠篇齒重生也。今俗云於佐倍婆。とあり。今ソツバと云も。オソヒハの訛なり。○御馬皇子。萬葉五に馬を美萬と訓めり。大和志添上郡に水間村あり。此地に由あるか。此皇子後に雄略天皇に殺された

まへり。○青海皇女。顯宗紀に忍海飯豐青尊とあり。此御名地名なるへし。其處未考へす。神名式に。若青海神社。越後國墳城郡青海神社。同國蒲原郡青海神社。和名抄に。同郡青海郷。三河國碧海郡碧海郷などあり。姓氏と記傳に云り。

○一曰飯豐皇女。顯宗紀に忍海飯豐青尊とあり。記には青海郎女。亦名飯豐郎女。とあり。此紀の傳にては。一曰とあれは一説なり。記傳云。履中紀の傳は。顯宗紀なる飯豐青皇女とは別なる傳なり。然るを一曰飯豐皇女とある分注は。青海皇女の又名をかくも申すとにはあらす。是は一説を擧げたるにして。かの押羽皇子の御子なる飯豐皇女を。履中天皇の御子にて。此青海皇女の事なりとする説もあるよしなり。其一説は即記の傳と同しきなり。と云り。さて飯豐は鳥に由ありて負玉へる御名なるへし。和名抄に。張華博物志云。鶴鵠鳥。人截手足爪棄レ地。則入其家拾取レ之。漢語抄云。以比止興。とあり。また式陸奥國白河郡飯豐比賣神社あるにつけて。陸奥風土記に。白川郡飯豐山。此山者豊岡姫命之忌庭也。又飯豐青尊。使物部臣奉御幣也。故爲山名。古老曰。昔卷向珠城宮御宇天皇二十七年戊午。秋飢饉而人民多亡。故云字惠惠山。後改名云豊田。又云飯豐。又和名抄に。陸奥國宇多郡飯豐郷。又式に賀美郡飯豐神社。安積郡飯豐和氣神社。これらに據らば。飯豐は地名に據れる御名なるへし。さて顯宗紀には。此皇女顯宗仁賢二天皇の御姊と爲り。彼處に云へし。○幡梭皇女は。天皇の異母妹にも同名あれども。此はそれにはあらて。應神天皇の皇后に。幡日之若郎女と申かありて。古事記に見えたり。但し本紀には此皇女を載せ即ち其郎女に坐すこと。既に委々上に云り。さて雄略天皇の皇后の。草香幡梭皇后と申すか。即

二年春正月丙午朔己酉。立瑞齒別皇子。爲儲君。ヒツキノミコト冬十月都於磐余。ナカシ當是時平群木菟宿禰。蘇賀滿智宿禰。物部伊苦佛大連圓。ツフラン圓此云豆夫羅オホ大使主。共執國事。十一月作磐余池。

天皇の御異母に坐り。此皇女とは別なり。○中磯皇女。安康紀に中蒂姬ナカシとあり。雄略紀に更名長田大娘皇女とあり。始大草香皇子に嫁き給へり。後に安康天皇の皇后に立玉へり。

己酉。四日なり。○平群木菟宿禰。集解云。按是後紀中不見。自應神天皇三年至此百三十年。とあり。○蘇賀滿智宿禰。石川宿禰の子なり。姓氏錄河内皇別に。蘇何。孝元天皇々子彦太忍信命之後也。記云。武内宿禰之子。蘇我石河宿禰。蘇我臣之祖也。とあり。補任に。石川宿禰の子。滿智の子韓子。とあり。大日本史にも。姓氏錄箭口朝臣條云。宗我石川宿禰四世孫稻目。公卿補任云。稻目滿智宿禰之曾孫也。由是考之。滿智爲石川之子明矣。と云り。○物部伊苦佛大連。五十琴宿禰の子なり。姓氏錄に伊己布都。補任に。執政物部伊久佛とあり。天孫本紀に。饒速日命十世孫。物部伊苦弗連公。五十琴宿禰之子。此連公。稚櫻柴垣二宮御宇天皇御世。爲大連。奉齋神宮。倭國造祖比香賀君女。玉彥媛爲妻生二兒。嫡岡陋媛爲妾生二兒。とあり。眞棕。布都久留。目。鍛冶師。竺志。と子五人あり。姓氏錄を按する

に。神別に依羅連。巫部連。高橋連等。みな饒速日命十世孫伊己布都大連之後也。とあり。但高橋連條に十四世孫であるは異なり。○圓大使主。玉田宿禰の子なり。記に都夫良意富美<sup>オホミ</sup>とあり。雄略紀には圓大臣<sup>ノオホマヘツキミ</sup>。この大臣をオホ。葛城圓大臣。補任に葛城圓使主。武内宿禰曾孫。葛城襲津彦孫。玉田宿禰子。とあり。さて此人は。葛城に往て葛城圓と云へるにて。大使主又使主は。宿禰など云るも同く美稱なり。意富美と云號の例は。明宮段に。丸邇之比布禮能意富美と云人あり。紀にはこの人を日觸使主と書り。これを以て意富美も同じき事を知へし。言義は大身なるへし。それを使主と書るは。口語の同しきまゝに借<sup>レル</sup>字にて。使主は。もと韓國に使するものと稱號なりと云り。記傳には戎人の<sup>オホミ</sup>なること既に云り。阿知使主都見る。その使主に大を添て。大使主と書るは。意富美と三言に訓へきためなるへけれど。記傳にも云れたるか如く。さる例もなき事にて誤なるへし。姓氏錄などに。大使主と云名の見えたるも紛れたる。○共執國事。後に置れたる大臣大連などの如く。此四人前つ公として。共に國政を奏し<sup>シ</sup>なり。これを拾芥抄に。執事四人始置之など書せしは。文字に據て云るにて非なり。○磐余池。次文に所謂市磯池なるへし。繼體紀に。都奴娑播符<sup>ヌサハフ</sup>。以<sup>イハレ</sup>ノイケ<sup>ノ</sup>能伊開能<sup>ミナシタフ</sup>。美饒矢駄府<sup>モツタフ</sup>。萬葉集に。百傳<sup>モツタフ</sup>。磐余池爾鳴鴨乎。

三年冬十一月丙寅朔辛未。天皇泛<sup>テ</sup>兩枝船于盤余<sup>ノ</sup>市磯池<sup>ヲ</sup>。與<sup>ニ</sup>皇妃<sup>ヲ</sup>各分

乘而遊宴。膳臣余磯獻<sup>ソレ</sup>酒<sup>ヲ</sup>。時櫻花落<sup>リ</sup>于御蓋<sup>ヲ</sup>。天皇異之。則召<sup>テ</sup>物部長眞<sup>ヲ</sup>。膽連<sup>ヲ</sup>詔之曰。是花也非時而來<sup>レバ</sup>。其何處<sup>ノ</sup>之花矣。汝自可求。於是長眞膽連<sup>ヲ</sup>獨尋<sup>テ</sup>花<sup>ヲ</sup>。獲<sup>テ</sup>于掖上室山<sup>ニ</sup>而獻之。天皇歡<sup>テ</sup>其希有<sup>ヲ</sup>。即爲<sup>シ</sup>宮名<sup>ト</sup>。故謂<sup>ニ</sup>磐余稚櫻宮<sup>ヲ</sup>。其此之緣也。是日改<sup>テ</sup>長眞膽連之本姓<sup>ヲ</sup>。曰<sup>ニ</sup>稚櫻部造<sup>ト</sup>。又號<sup>テ</sup>膳臣余磯<sup>ヲ</sup>。曰<sup>ニ</sup>稚櫻部臣<sup>ト</sup>。

辛未は六日なり。○兩枝船。兼永本枝を岐に作れり。記垂仁段に。二股檼作<sup>ニ</sup>二股小舟<sup>ヲ</sup>而浮<sup>ニ</sup>倭之市師池輕池<sup>ニ</sup>云々。○市磯池。大和志。十市郡市磯池。古蹟在<sup>ニ</sup>池内村<sup>ヲ</sup>。而石寸掖上山亦隣<sup>ニ</sup>于此<sup>ヲ</sup>。とあり。但し掖上は葛上郡<sup>ナ</sup>。今廢せり。夫木集。櫻ちる室の山風吹ぬらし。市磯池にあまるしら浪。○膳臣余磯。國造本紀。若狹國造。遠飛鳥朝御代。以<sup>ニ</sup>膳臣祖佐白米命兒荒礪命<sup>アレシ</sup>定<sup>ニ</sup>賜國造<sup>ト</sup>。とあり。余磯荒礪同人なり。さて此人は六雁命の裔にて。世々若狹國に住けるか。此氏若狹國に住めりし。允恭天皇御世に至りて。更めて國造と稱に定め玉ひしなり。○櫻花落于御蓋<sup>ヲ</sup>。通證云。維時十一月所謂狂花也。俗謂<sup>ニ</sup>之歸花<sup>ト</sup>。とあり。されど今も十一月には。冬至梅<sup>ヲ</sup>咲けるもあれは。狂花にはあらじ。但し常の年よりは早かりじ

なるへし。○物部長眞膽連。天孫本紀なる物部氏の系に見えす。○掖上室山。大和志云。在室村上方。倭名抄葛上郡牟婁。○稚櫻部造。姓氏錄右京神別。若櫻部造。神饒速日命三世孫。出雲色男命之後。四世孫物部長眞膽連。初去來穗別天皇。泛兩枝船於磐余市磯池云々。長眞膽連。賜姓稚櫻部造。和泉に。若櫻部造。饒速日命七世孫。止知尼大連之後也。履中天皇御世。採櫻花獻之。仍改物部連。賜姓若櫻部造。とあり。○稚櫻部臣。又云。右京皇別。若櫻部朝臣。阿部朝臣同祖。大彥命孫伊波我牟都。牟都。通譯作六。加利命之後也。天武天皇十三年十一月。若櫻部臣賜姓曰朝臣ニ。とあり。記云。亦此御世。於若櫻部臣等賜若櫻部名。記傳云。書紀にもこゝにも名を賜ふとあるは。初賜へる時は。姓にはあらて號なりけむを。子孫相嗣て遂に姓とはなれるなるへし。と云り。さて此稚櫻部と云を。元より領ける國名にも改め負せて。和加佐と稱ふこととなりしにそあるへきと。信友云り。さらは若狹と云は。本よりの名にはあらず。後の稱を始に回して云りしものなるへし。

四年癸卯

四年秋八月辛卯朔戊戌。始之於諸國置國史。記言事達四方志。冬十月堀石上溝。

戊戌。八日なり。○始之。類史百四十七に始之二字なし。○國史。史は文書く人の事なり。それを國史と

云り。國々に文人フヒトを置くか故なり。通證に。杜預左傳序。諸侯亦各有國史。史周本紀曰。伯陽讀史記。正義。諸國皆有史。以記事。曰史記。玉篇。史掌書之官也。とあり。○言事は。言と事となり。前漢天文志に。左史記レ言。右史記レ事。とあり。○達四方志。通證云。志與レ誌同。記也。杜預左傳序曰。周禮有史官。掌邦國四方之事。達四方之志。とあり。さて達四方志。これは。これも左傳注に。國有四表。故言四方。とも。達四方之志者。據己國有事。赴告他國。とあるに依れば。國々にて事ある時には。互に相通聞する事のやうなれども。此時の詔は國々の風土を記さしめ玉ふか。専ら本旨にそありけらじ。故平田翁も此文を引けて。此は風土記と言はされども。諸國の言と事を記すと有もて。其記せる誌の風土記の體なりけん事知へし。と云れたり。さて其趣を案るに。元明紀に。和銅六年五月。制畿内七道諸國郡鄉名著好字。其郡内所生。銀銅彩色草木禽獸魚蟲等物。具錄色目及土地沃塉。山川原野。名號所由。又古老相傳。舊聞異事。載于史籍。言上。とある史籍のさまを記させたまひしなるへし。さてしか纂め記させ給へる誌を。和銅の時に至りて。注進らせ給ひしものと思はれたり。かくておもへは。推古紀二十八年の下に。錄天皇記及國記。とある。國記も風土記の類にて。其はじめは此御世より。續々に記さしめ給ひし書なるへし。○石上溝。大和志に。在山邊郡長柄村。今呼布留寺井川。とあり。齊明記に。時好興事。迺使水工穿渠。自香山西至石上山。以舟二百隻。載石上山石。順流控引於宮東山。累石爲垣。時人謗曰狂心渠。と云事あり。これも一なるへし。但しこれには一説あり。

五年甲辰

くはしくは齊明紀に云へし。

五年春三月戊午朔。於筑紫所居三神見于宮中言。何奪我民矣。  
吾今慚汝。於是禱而不祠。

於筑紫所居三神。釋云。指筑前宗像三所而言。とあり。式宗像郡宗像神社三坐。天書に五年春三月戊午朔。筑紫宗肩神有崇于臥内。上禱不禮。とあり。○何奪我民。十月紀に見えたり。○慚汝。慚集解に辱に作れり。○禱而不祠。重胤云。禱は祈願ふ事也。祠は祭祀を行ふを云ふなり。と云り。禱言のみ白して神を祭祀らす。なほさりにうち過し玉ふなり。天書に不禮とあるも。不禮の誤にはあらざるか。下文に不治神崇とあるこれなり。

秋九月乙酉朔壬寅。天皇狩于淡路島。是日河内飼部等從駕執轡。先是飼部之鯨皆未差。時居島伊弉諾神託祝曰。不堪血鳧矣。因以ト之。兆云惡。飼部等鯨之氣故自是後頓絕以不鯨飼部而止之。

壬寅十八日なり。○河内飼部。河内に馬飼ありしこと。續紀に見えて次に引。日本靈異記。河内更荒郡馬甘里とあるは。飼部の住るより。里名と成しなるへし。○執轡。轡和名抄轡。俗云久都和。轡人知止利。○飼部之鯨。飼部は上古より。一種の賤民に定め玉ひしか故に。良民との識別のために。鯨して使ひ玉ひしものとみえたり。後までも此職を賤めたりし事は。續紀天平十六年。免天下馬飼雜戸人等。勅曰。汝等今負姓人所耻也。所以原免同於平民。但既免之後。汝等手伎如不傳習子孫。子孫彌降前姓。欲卑品。又寶龜元年紀に。天平十二年。左馬寮馬飼大豆鯛麻呂。誣告河内國人川邊朝臣宅麻呂男杖代勝麻呂等。編附飼馬。宅麻呂累年披訴。至是始著。因除飼馬之帳。などあり。馬飼の賤民たりしこと知へし。さてこの鯨は右の義なれば。上に見えたる墨刑の鯨にはあらされど。こゝに神の惡み玉ひしを見れば。人も厭ひしものなるへし。さるは馬飼部のみにはあらず。かゝる賤民の類は。なへてしかせしものにもあるへし。記の安康段に。面鯨老人來曰。我者山代之猪甘也。と云ふこともあるにて。おじはからるゝなり。○居島伊弉諾神。式淡路國津名郡伊佐奈岐神社これなり。此神社のこととは既に神代紀に云り。今郡家村にあり。一宮にます。○ト之兆云。令義解云。ト者灼龜之也。兆者灼龜縱横之文也。○不鯨飼部。類史に不字なし。さらば鯨飼部而止之と訓へし。さてもなほ文面穩かならず。姑本のまゝにてあるなり。○止之は。飼部を鯨く事を止たるならめど。猶詳ならず。

癸卯。有如風之聲。呼於大虛。曰。劍刀太子王也。亦呼之曰。鳥往來羽田。之汝妹者。羽狹丹葬立往。汝妹此云。難邇毛。亦曰。狹名來田蔣津之命。羽狹丹葬立往也。俄而使者忽來曰。皇妃薨。天皇大驚之。便命駕而歸焉。

癸卯は十九日なり。○劍刀太子王也。劍刀は太子と言はむとする枕詞なり。上古刀身を比とも云しこと既に云り。こゝも劍に身と云つゝけなり。また或説に刀の身は。鞘を隔てゝ體に著くるか故に。隔着くと云て。日嗣に云かけたるなり。萬葉四。絶常云者。和備染責跡。燒太刀乃。隔付經事者。幸也吾君。また二鞘之。家乎隔而。戀乍將座。などある。此意なりと云り。さてこの太子王也とある事甚不審し。此時の太子は二年の下に。正月立瑞齒別皇子爲儲君とありて。反正天皇の御事なるは違なし。集解にこれを解て。蓋明年帝崩。太子即位之兆。詳注于釋訓。とあれど。天皇の崩坐へき兆に。太子王也とあるべきよしなし。また天書には。癸卯有レ聲曰。太子皇妃等薨。大驚歸和州。とあれども。太子の薨坐る事他に見えず。又此時太子に立玉ふへき皇子。外にましまさず。とにかくにおほつかなきを。強て考るに。天皇の御子に。太子に立玉ひしは。本紀には見えねど。こゝにかく太子王とかき。天書にもたしかに太子皇妃等薨とあれば。おしてなかりじとも云かたし。もしくは皇妃の生玉ひし皇子ありて。二

年に瑞齒別皇子ともに。儲君に立玉ひしか坐。しにもあるへし。然るに既く薨坐しかは。其御名も傳はらぬにやありけむ。しかみる時は事なく通ゆるか如し。かにかくに。こゝに太子王と書れたるをおもへは。撰者もなほ日嗣御子をは。太子の御事と爲たるものなることは。明らかし。これは試の考なれば。こゝに記してなほ後人の考を待つものなり。さきに思ひしは。此天皇(いまた太子)にて坐しほとの事にて。此はか事などありて。其ほどの事なるを。後の后妃の御上にまかへて。語り傳へしものならむかと思へり。されど矢代宿禰の女黒媛は。太子妃はなり玉ふへくもあらしとおもへ。なほこれもいかゝなり。但ししか見る時は。羽田之汝妹者云々。どあるには。かなへるかことくなり。○鳥往來羽田之汝妹。釋紀に鳥往來欲レ謂羽田之發語也とあり。羽田之汝妹は。記傳に。上文に所謂葦田宿禰之女黒媛なり。羽田は高市郡波多郷なるへし。其は御母の郷なとにて。皇妃もとと其郷に住給ひし故に羽田之汝妹とは云るなるへし。と云り。靈異記にも。笠原忌寸名姓丸者。大和國高市郡波多里人也。とあり。○羽狹丹葬立往。允恭紀歌に。幡舍能夜摩とある處なるへし。されど其地は詳ならず。大和志に。羽狹山在吉野郡北莊馬佐村上方。とあれど疑はし。按に羽狹は。上古墓地の稱なるへし。名義は谷間にて。山々の谷間に人を葬りし處を。乃樂能婆娑摩彌。斯々貳慕能。瀬逗矩陞御暮黎。とある婆娑摩は。本より墓地なり。また大和の泊瀬を。上古墓地なりと云る説も。其地勢山の谷間なればよく叶へり。故にハサとも云りしを。後にハセと轉じ云りしか。本名波都世と云と一ツになれりとなるへし。ハツセとハセとは。本より名稱は異なる。れども。自から一ツになれりとなるべし。

さらばこゝも羽狹丹葬立往は。墓地に葬ることとして見るへし。なほよく考へし。○亦曰は。亦呼之曰の義なり。或説に亦曰。以下十七字。校本云。疑細字。○狹名來田之蔣津之命。未詳ならず。通證に蔣津之命蓋黒媛之別號と云り。重胤云。姓氏錄に薦集造と云るあり。コモツメと訓へきにや。コモツと訓へきにや。もしコモツならは。こゝの蔣津と等しき地名なるへし。と云り。なほ考へし。さて羽狹丹葬立往どは。此時未葬りは爲玉はさりし前なれど。かく豫め諭し玉ふは。即神の御告なれはなり。

丙午。自淡路<sup>ニ</sup>至<sup>レ</sup>冬十月甲寅朔甲子。葬皇妃<sup>ヲ</sup>。既而天皇悔<sup>イテ</sup>之不<sup>レ</sup>治<sup>メ玉ハ</sup>神<sup>ノ</sup>。崇<sup>ヲ</sup>而亡<sup>フ</sup>。皇妃<sup>ヲ</sup>更求其咎<sup>ヲ</sup>。或者曰。車持君行<sup>マカリテ</sup>於筑紫國<sup>ノ</sup>。而悉<sup>ニ</sup>校<sup>カトリ</sup>車持部<sup>ヲ</sup>。兼取<sup>テ</sup>充神者<sup>ヲ</sup>。必是罪矣。

丙午は二十二日なり。○甲子は十一日なり。○悔之。集解に之字熱田本に據て削れり。されど本のまゝにてもよろし。

○車持君。姓氏錄に。左京皇別車持公。上毛野朝臣同祖。豐城入彦命八世孫。射狹君之後也。雄略天皇御世。供<sup>ニ</sup>進乘輿。仍賜<sup>ニ</sup>姓車持公。又見<sup>ニ</sup>攝津<sup>ヲ</sup>。按に車のこと。駿河風土記に。大己貴命天羽車に乘玉ひしこと。また天書に。天孫降臨の時。玄龍車を賜ひしこと見えたれど。これらは聊疑はしきよしもあるを。常陸風土記に。倭武天皇云々車所<sup>レ</sup>經之道。と云ことあり。大日本史氏族志云。據<sup>ニ</sup>本書。雄略

帝以前。已有<sup>ニ</sup>車持君。然不知<sup>ニ</sup>何族。按車持朝臣執<sup>ニ</sup>菅蓋<sup>ヲ</sup>。見<sup>ニ</sup>大嘗祭式<sup>ヲ</sup>。蓋神代遺事。然則有<sup>ニ</sup>車持君。當<sup>レ</sup>在<sup>ニ</sup>雄略帝以前。姓氏錄恐誤。天武紀十三年。車持公賜<sup>レ</sup>姓曰<sup>ニ</sup>朝臣。桓武帝時。越前人外正七位上秦人部武志麻呂。請復<sup>ニ</sup>本姓車持。見<sup>ニ</sup>續紀<sup>ヲ</sup>。朱雀帝時。有<sup>ニ</sup>左衛門番長車持當用。見<sup>ニ</sup>外記日記<sup>ヲ</sup>。後世其族改賜<sup>ニ</sup>宿禰<sup>ヲ</sup>。見<sup>ニ</sup>除目大成鈔<sup>ヲ</sup>。とあり。○校。訓カトリ。次に檢挾をカトレリと訓るは。谷川氏説に。繼體紀制字訓同し。新撰字鏡に該をよめり。折曲也と見えたり。武鄉云。字鏡集に誘をカトフ。後撰集に。山風に花の香かごふ云々。正義に勾引なりと云り。今人を勾引するをかごはかすと云へる是なり。略レ人といふも同じ。法曹至要鈔に。勾<sup>ニ</sup>引人<sup>ニ</sup>略<sup>ニ</sup>賣之<sup>ヲ</sup>。とあり。東の諺に。かみつけの馬かごひといふ事あり。と云り。其意なり。或説に。校は揃の誤なし。○車持部。集解に。按類聚抄。上總國長柄郡。越中國新川郡。共有<sup>ニ</sup>車持<sup>ヲ</sup>。由<sup>レ</sup>此考<sup>レ</sup>之。諸國有<sup>ニ</sup>車持部可<sup>レ</sup>知。只總越二國地名偶存耳。とあり。ざることなるへし。悉<sup>ニ</sup>あるを見れば。筑紫にも處々にありとなるへし。○充神者は。神部等の民の義にて。朝廷より神戸に充おかれたる民戸なり。この神部は。宗像の神戸なることをみゆ。

天皇則喚<sup>テ</sup>車持君<sup>ヲ</sup>。以推問之。事既實焉<sup>ナ</sup>。因以數<sup>テ</sup>之曰。爾雖<sup>ニ</sup>車持君<sup>ト</sup>。縱<sup>ニ</sup>檢<sup>ニ</sup>挾<sup>テ</sup>天子<sup>ヲ</sup>。罪<sup>ナ</sup>也。既<sup>ニ</sup>分<sup>ニ</sup>寄于神祇<sup>ヲ</sup>。車持部<sup>ヲ</sup>。兼<sup>テ</sup>奪取<sup>レ</sup>之。罪<sup>ナ</sup>也。則負<sup>セ</sup>也。

惡解除善解除而出於長渚崎ナカスノサキニ令ハラヘミソカ祓禊ハラヘミソカ。既而詔之曰。自今以後。不得掌ハラヘミソカ筑紫之車持部ヲ乃悉收以更分之。奉於三神。

事既實。實上秘閣本に得字あり。○數之。通證に當訓世米豆。博雅數責也。○爾雖車持君は。車持君に屬する部は。此氏の預知所なれどなり。○奪取は。すなはち右に見えたる校カトレるにて。勾引なり。○惡解除善解除。此事既に神代紀に見えて。已に其下に注せり。延暦二十年格に。承前神事有レ犯科ハラヘミソカ祓禊ハラヘミソカ罪。善惡二祓重科一人。とある是なり。集解云。按古犯罪者。科兩度祓。前爲惡祓。後爲善祓。每祓出ハラヘミソカ贖也。と云へり。此說かなへり。○出於長渚崎。攝津志に。河邊郡長洲濱長洲村。或曰。履中紀出ハラヘミソカ於長渚崎。令ハラヘミソカ祓禊ハラヘミソカ。即此。また今錦樂寺。東長洲。中長洲。西長洲属邑一。大物タケモツ連及。以上五村。とあり。拾遺集相摸。命たに長洲にあらは津國の。難波のことも嬉しかるへき。記傳云。これを以見れば。犯ある者の祓も。水邊に出てみそきけり。と云れたれど。身禊は水邊ならては爲しかたきものなれば。犯の有無にかゝる事にはあるへからず。○祓禊。本に禊を禊に作る。今集解に據て正せり。考本には潔とあり。

六年乙巳

六年春正月癸未朔戊子立草香幡梭皇女ヲ爲皇后。辛卯始建藏職ヲ因定藏部ヲ。

戊子は六日。○草香幡梭皇后の事。上に既に云るか如く。天皇の御妹なるにはあらず。但し草香ヲあらすを以。なほ御妹なる幡梭皇女ヲも。雄略紀に草香幡梭姫皇女ヲともあれば。同シ皇女ならんトおもふへけれど然らす。此皇后は幡日之若郎女の事なるか。此郎女も草香に坐しものと見て妨なし。かにかくに混れやすし。なほ下にも云。○辛卯は九日なり。○始建藏職。因定藏部。記云。天皇於是ニ阿知直タコロ始任藏官ヲ亦給ハラヘミソカ糧地ヲ。古語拾遺云。當神武天皇之時。帝之與ハラヘミソカ神。其際未ハラヘミソカ遠。同殿共ハラヘミソカ牀。以此爲常。故神物官物。亦未ハラヘミソカ分明。宮内立ハラヘミソカ藏。號ハラヘミソカ齋藏。令ハラヘミソカ齋部氏永任ハラヘミソカ其職。至後磐余稚櫻朝。二韓貢獻。奕世無ハラヘミソカ絕。齊藏之傍。更建內藏。分ハラヘミソカ收官物。仍令下阿知使主與ハラヘミソカ百濟博士王仁。記中其出納。始更定藏部。姓氏錄右京諸蕃。內藏宿禰。都賀直四世孫。東人直之後也。令內藏寮頭一人。掌金銀珠玉寶器。錦綾綵氈褥。諸蕃貢獻奇瑋之物。年料供進。及別勅用物事。助一人。允一人。大少屬二人。大少主鑰二人。藏部四十人。なとありて。此時の藏職は。即後の内藏の始なり。これより後雄略帝の御世に至りて大藏を立つ。即令に所謂大藏省の始なり。さてまた藏部は大藏にも在り。ともに藏の事を掌る官なり。かくて通證云。

今按應神十六年。王仁來朝。二十年阿知使主。其子都加使主歸化。至于此其間百二十年矣。然則皆是指其子孫而言。とあるなことは。通例の論なり。上にもをりく云るか如く。武内宿禰の子等。みな百四十五年をも歴て。此御世に未だ残れるかあるを以て見れば。蕃種の王仁阿知使主なりとて。などか百年以上の壽を得ぬとは押究むへき。拾遺の傳のまゝに心得て。更に差支へなき事なりかし。

二月癸丑朔。喚鯽魚磯別王之女。太姬郎姬。高鶴郎姬。納於后宮。並爲嬪。於是二嬪恒歎之曰。悲哉吾兄王。何處去耶。天皇聞其歎而問之曰。汝何歎息也。對曰。妾兄鷦住王爲人強力輕捷。由是獨馳越八尋屋而遊行。既經多日不得面言。故歎耳。天皇悅其強力。以喚之不參來。亦重使而召。猶不參來。恒居於住吉邑。自是以後廢以不求。是讃岐國造。阿波國脚咲別。凡一族之始祖也。

鯽魚磯別王。名義未詳。通證云。據下文。讃岐國造。考景行紀及國造本紀。神櫛皇子之孫也。と云り。次に云ふ。○太姬。太本に大に作る。今類史北野本考本に據る。○嬪。職員令云。嬪四員五位以上。と

あり。然此時未た嬪禮曲禮。天子有后。有夫人。有世婦。有嬪。有妻。有妾云々。婚義に。古者天子后。立六宮。三夫人。九嬪。二十七世婦。八十一御妻。などあり。。など云る名目ありしにはあらす。たゞ妃に繼ける夫人を云なり。ミメと訓るは何れにも亘りて宜し。○八尋屋。通證云。神代紀所謂八尋殿之類。謂其高大也。とあり。山城國風土記。建角身命。造入尋屋。豎八戸扉。云々。と見えたり。この屋を。神名帳頭注に引るには殿ともあり。同じ事なり。萬葉十六。虎爾乘。古屋乎越而。青淵爾。蛟龍取將來。鉄刀毛我。○居於住吉邑。攝津志云。住吉郡鷦住王隱居古蹟在住吉邑。俗呼富士宅。とあり。○讃岐國造は。國造本紀。讃岐國造。輕島豐明朝御代。景行帝兒神櫛王三世孫。須賣保禮命。定賜國造。とありて。景行紀神櫛皇子の下に已に委く云り。栗田寛云。神櫛王の子鯽魚磯別王。其子鷦住王の子。須賣保禮命などにや。かくて三世なりと云れたるに就て。なほ考ふるに。已にも引て云る讃岐人松岡調說に。此須賣保禮命は。姓氏錄酒部公條に。神櫛皇子三世孫足彥大兄王と見え。又讃岐公系圖に。神櫛王三世孫に。森葉麻命と云か有は此人か。また全讃史讃岐國造世紀に。十河氏譜曰。神櫛王云々。其子曰千摩命。成務帝云々。其子曰能摩命。應神帝命以爲國造。所言須賣保禮命是也。其子森葉摩命云々。とあるに據れば。鯽魚磯別王一名千摩命。鷦住王一名能摩命。其子森葉摩命と云るか。須賣保禮命ならんか。されど定めたし。また栗田寛云。讃岐府志に。鷦住王云々。偷出官而遜於攝之住吉。皇后屢請于帝。帝徵不應。又去而之阿州穴咲之邑居焉。鄰里從之。生一男。野根氏其裔也。後又來家于鶴足郡富熊邑。恒以勇力爲事。卒葬於飯山。鄉人立廟歲時祀之。所謂飯山神社是也。と

あるは。書紀の趣をかつへ當國に語り傳へしるへし。さて生ニ一男ニと云は。須賣保禮命にあたれり。また此國に十河氏高木氏ありて。神櫛王の裔なりといへり。よく考ふべき事なり。と云れたり。  
○脚昨別。詳ならず。右に引る讚州府志のほかにも書たるものあるか。たつぬへし。脚昨も何郡ならむ。ものに見えす。

三月壬午朔丙申。天皇玉體不悆。水土不調。崩于稚櫻宮。時年七十。冬十月己酉朔壬子。葬百舌鳥耳原陵。

丙申十五日なり。○不悆。字典に念音豫喜也とあり。不豫と云るに同じ。○崩。記云。壬申年正月三日崩とあり。此紀にては。壬申は仁德帝六十年。又允恭帝の二十一年にあたれり。月も日もあはす。○時年七十。四字北野本集解に據て大字とせり。大日本史云。本書立太子下。注時年十五。崩下注時年七十。舊事紀同。按天皇年十五立爲太子。則以仁德帝十七年生。崩年七十七。一書矛盾。據下仁德帝七年定壬生部之文。其謬誤可知。水鏡爲太子。年十五。卽位年六十七。古事記崩年六十四歲。壬申年正月三日崩。神皇正統記六十七。歷代皇紀卽位六十四。崩年七十。諸說不一。不可考據。○壬子。四日なり。○百舌鳥耳原陵。式百舌鳥耳原陵。履中天皇。在和泉國大鳥郡。兆域東西五町。南北五町。陵戸五

烟。和泉志に。在大山陵南上石津村。陵畔有墓。有龜家。乳岡家。飲酒家等號。と云り。

瑞齒別天皇 反正天皇

漢書高帝紀。曰撥亂世反之正。公羊傳曰。撥亂反正。莫近於春秋。

瑞齒別天皇。去來穗別天皇同母弟也。去來穗別天皇一年。立爲皇太子。天皇初生于淡路宮。生而齒如一骨。容姿美麗。於是有一井。曰瑞井。則汲之。洗太子。時多遲花落在于井中。因爲太子名也。多遲花者今虎杖花也。故稱謂多遲比瑞齒別天皇。六年春三月。去來穗別天皇崩。

立爲皇太子。本に立爲二字を衍す。今諸本に據て正す。○齒如一骨。記云。此天皇御身之長九尺二寸半。御齒長一寸。廣二分。上下等齊。既如貫珠。○曰瑞井。本に曰を日に誤れり。今正す。記安寧段に淡道之御井宮。仁德段に。旦夕酌淡路島之寒泉。獻大御水也。などあると皆一にて。上代より名高く。甚めてたき井にそありけん。さて此井は。集解に淡路人黒田仲維曰。三原郡志知川原村有小社。

名産宮。社前有楠株。徑九尺計。有水深一尺許。大旱不涸云。相傳太神宮產湯汲之。四方注連護之。按所謂瑞井即是謂太神宮產湯者俗傳也。云。多遲。天皇御名には多遜比とあり。こゝに比字なきは。省きて書るものなるへし。訓にタチヒと訓るに從るへし。○在于井中。本に在を有とあり。集解に在に作るに據て改む。○虎杖花。和名抄草木部。虎杖伊太止里。本草疏云。虎杖一名武杖。内膳式雜菜條に。虎杖三斗とあり。鹽漬にして食ふに堪たりと云り。枕草紙に。いたどりは虎の杖と書たるとか。杖なくともありぬへき顔つきを。などあり。○故稱謂多遜比瑞齒別天皇。記傳云。この傳は事のまされなり。其は三代實錄十二に。貞觀八年二月。丹遜真人貞峯等上表曰云々。宣化天皇々子加美惠波皇子。生三十市王。十市王生多治比古王。此王生產之夕。忽多治比花飛浮湯沐釜。以ニ此冥感。名ニ多治比古王云々。此時の古事なるを誤り傳たるなるへし。此天皇は河内の多治比に都敷ませれは。本より其處に住玉ひて。其地の名なることいちじるし。又彼地名は。此天皇より出たるかとも云へけれど。履中の大御歌に。すてに多遜比野とよみ玉へるをや。と云れたるはさることなり。されは此天皇御名も。還りて地名より出たること明けし。然るに信友説に。此天皇淡路宮にて生坐しけるなり。多遜比瑞齒別皇子と稱へ奉り。河内に居住玉ひけるか。其地の名をも。即て多遜比と負せ呼たるなり。其は履中天皇段に。河内に多遜比野といふか見えて。御歌にもよみ玉へるをもて知へし。さて此天皇都於河内丹比。謂柴離宮。あるを思ふに。皇子にて坐しむほどより。皇太子に立給ひても。なほ其處に住居玉ひつるに。履中天皇崩玉ひて。御世を繼せ玉ひければ。大和に都を改造らせて。遷り玉ふへきを。わづかに即位より六年の正月に崩玉ひければ。其結構はかりにて。いまた成就をみるのはさりつるなるへし。と云れたるは。中々にわ

元年春正月丁丑朔戊寅。儲君即天皇位。秋八月甲辰朔己酉。立大宅臣。祖木事之女津野媛爲皇夫人。生香火姬皇女。圓皇女。又納夫人弟弟媛。生財皇女與高部皇子。

戊寅二日なり。○即天皇位。大日本史天皇即位下に云。水鏡帝王編年記歷代皇紀皇年代略記。並曰時年五十五。按本書天皇享年闕。故不取。とあり。○己酉。六日なり。○大宅臣。本に大を太に作れり。今熱田本興國本及舊事紀に據る。記云。天押帶日子命者。大宅臣之祖也。姓氏錄山城皇別。大宅臣。小野朝臣同祖。河内大宅臣。大春日同祖。天足彥國押人命之後也。天武紀十三年十一月。大宅臣賜姓曰朝臣。東大寺奴婢籍帳に。孝謙帝時。大倭添上郡大宅戶主大宅朝臣可是麻呂。見えたり。姓氏錄に。大宅水取朝臣と云も見

えた。○木事之女云々。記には丸邇之許基登臣之女都怒郎女とあり。丸邇臣も。大宅臣同祖の氏なれば。一なるへし。姓氏錄大和に。布留宿禰條に。天足彥國押人命七世孫。タカ子ツキ米餅搗大使主命後也。男木事命。仁德天皇御世は。時代合へり。男市川臣云々。續後紀一。典藏從四位下大宅水取臣繼主等。賜朝臣姓。繼主臣八腹木事命後也。とある八腹木事命も。また同人なるへし。○皇夫人。始て出たれど。此名目も後に皇字を加へしなるへし。皇后皇妃の例なり。○香火姫皇女。記に甲斐郎女とあり。○圓皇女。記に都夫良郎女とあり。○財皇女。記に財王とあり。皇子なり。○高部皇子。記に多詞辨郎女とあり。

**冬十月都於河内丹比。是謂柴籬宮。當是時。風雨順時。五穀成熟。人民富饒。天下太平。**是年也太歲丙午。

都於河内云々。この天皇は皇子にて坐々じほとより。この丹比に居住たまへるを。かく記されたるは。恐くは誤なるへし。帝王編年記に。丹比柴籬宮。河内丹比郡。今宮坂上路北室地是也。とあり。河内志に。丹比郡柴籬宮古蹟。在松原庄植田村廣庭神社東北トとあり。今中河内郡(舊丹比郡)松原村大字植田と云。○太平。熱田本太を泰に作る。○太歲丙午。年代記を考るに。東晉安帝義熙三年に當る。

**五年春正月甲申朔丙午。天皇崩于正寢。**

五年。本に六年に作るは誤なり。今熱田本興國本類史及舊事紀に據る。大日本史にも此を論ひて云はく。本書作六年正月甲申朔丙午。允恭紀首亦云。六年崩。推干支。六年正月戊申朔無丙午。類聚國史作五年正月丙午。舊事紀五年。正月甲申朔丙午。按五年歲在庚戌。允恭帝元年在壬子。崩五年。則辛亥年空位。二書所レ書。與允恭紀位空既經年月之文。足互相證。因定爲五年。とあり。さる事なり。○丙午は二十三日なり。○崩于正寢。記云。天皇御年陸拾歲。丁丑年七月崩。大日本史云。本書享年闕。古事記水鏡神皇正統記等諸書。皆云六十。據此則以仁德帝四十年生。然皇母磐之姬。以仁德帝三十五年崩。諸說不足信。今無所レ致。と云り。按るに磐之姬命。淡路國に遊行し事。本書に見えず。三十年秋九月。皇后遊行紀國。到熊野岬。と本書にあれば。其時淡路にも至りまじたりけん。さて其處にて。この天皇をは生玉へりしものと見れば。皇后は御子產の事など坐て。生死イキシニもじられ給はぬに。天皇は京にて八田皇女に御合坐て。夜晝戯れ遊びますを聞召して。甚く恨み怒り坐じたりけん。かの允恭天皇の皇后忍坂大中姫命か。大泊瀬天皇を産み坐ける夕。天皇藤原宮に幸して。弟姫に御合玉ひしを聞じめして。甚く恨み坐し。産殿を焼て死なむと爲玉ひし事に思ひ合せて。さも有けんと思測り奉られたり。さて磐之姫は。其月に難波に歸り玉ひしかと。都へは入坐さす。遂に御中解けず。三十

五年六月と云ふに。筒城宮にて薨し玉へれば。三十年より三十五年までの間に。この天皇を生み玉ふましきなり。さて三十八年には。八田皇女皇后と成り玉へり。これらの年立によれば。此天皇御年七十歳になり玉ふへし。さて記の丁丑年は。允恭天皇二十六年にあたれり。かにかくに考ふへきよしなし。○正寢は。公羊傳に。路寢者何正寢也。何休曰。公之正居也。とあり。或人云。正寢は大殿にて。夜御殿を申せり。天子の御寢坐所なること。年中行事歌合をはじめ。源氏桐壺及中昔の書に見えたり。此御殿には。劍璽を安奉れること。禁祕御抄に記し玉へれば。此にて崩玉ふは如何と思へど。素より御寢所なれば憚なきにや。正寢とは支那國にて。高寢路寢小寢など名け。王公らか居所なる由を借たる字なり。と云へり。

## 日本書紀卷第十二終

昭和五年三月十日印刷  
昭和五年三月十五日發行

(日本書紀通釋 全六冊 非賣品)



製復許不

著作者 飯田武郷  
相續者 飯田季治

發行者 川俣馨

東京市小石川區竹早町三十二番地

振替口座東京

八九六〇

三二六九四〇番

電話小石川(85)

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

II 40050.







